

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例	公 布 日	平成7年3月15日
条例番号	平成7年三重県条例第2号	直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	教育委員会事務局教職員課	電 話 番 号	059-224-2959
条例の概要	地方公務員法第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第6条の規定に基づき、県立学校職員及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	公立学校職員の勤務時間等の勤務条件を条例で規定することは、地方公務員法等の根本原則である「勤務条件条例主義」に基づくものであり、条例の目的は現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	条例の対象である公立学校職員は、県の職員であり、その勤務条件等については当然に公的な関与を行う必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	上記「条例の概要」に記載の法律の規定に基づき、条例で規定することが必要である。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	上記「条例の概要」に記載の法律の規定に基づき、条例で規定することが必要である。
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	法令の規定により条例で定めることが必要であって、一部でも廃止した場合、勤務条件を条例で定めるといふ当該法令の規定に背馳するおそれがある。
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	公立学校職員の勤務条件を定めることが目的であり、その目的を実現することによる公益の増進は、一部の県民に限られていない。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	コストの負担は、一部の県民に限られていない。
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	第17条の「福利厚生等休暇」については、地方公務員法第42条の規定の趣旨を踏まえ、自主性を発揮して制度化したものであって、適正なものであると考える。	無	無